工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の延長（印紙税）

工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置を3年間延長する。

施策の背景

- 建設業においては、重層下請請負構造の中で多段階にわたり印紙税が課税。
- さらに、不動産流通段階でも課税され、最終的にはエンドユーザー（例：戸建住宅等を購入する個人、工場建設の施主となる中小企業など）に転嫁。
- **このため、建設工事や不動産流通のコストを抑制し、消費者負担を軽減することにより、建設投資の促進、不動産取引の活性化を図る必要。**

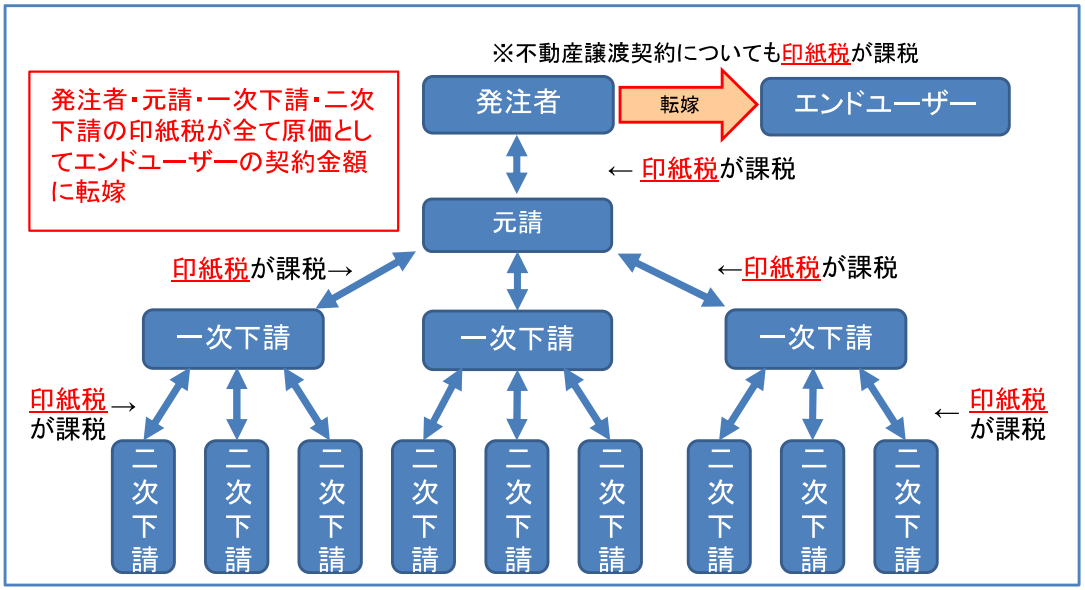

要望の結果

特例措置の内容

工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税について、右表の「現行の特例措置」のとおり軽減

結　果

現行の措置を3年間（令和6年4月1日～令和9年3月31日）延長する。

契約金額		本則	現行の特例措置
不動産の譲渡に関する契約書	建設工事の請負に関する契約書		
10万円超　50万円以下	100万円超　200万円以下	400円	200円（50%減）
50万円超　100万円以下	200万円超　300万円以下	1,000円	500円（50%減）
100万円超　500万円以下	300万円超　500万円以下	2,000円	1,000円（50%減）
500万円超	1,000万円以下	1万円	5,000円（50%減）
1,000万円超	5,000万円以下	2万円	1万円（50%減）
5,000万円超	1億円以下	6万円	3万円（50%減）
1億円超	5億円以下	10万円	6万円（40%減）
5億円超	10億円以下	20万円	16万円（20%減）
10億円超	50億円以下	40万円	32万円（20%減）
50億円超		60万円	48万円（20%減）